

## 内部事務システムの構築に係る工程管理支援等委託業務 プロポーザル実施要領

### 1 契約の目的

本市では、様々な業務システムが稼働しているが、それぞれの事務作業のみに最適化されたシステムとなっていることが多く、業務システム間の連携が十分に図れていないのが現状である。そのため、内部事務において、工程間を超えたデータ連携等ができず、事務ミスや事務手間の原因となっている。また、各工程に、紙を用いた事務作業が残っており、業務全体の作業効率を低下させている。

そこで、デジタルファースト・ワンスオンリー・ワンストップの実現による作業効率の向上を目指し、令和7年度に現行の財務会計、契約管理、文書管理、人事給与、庶務事務システムの刷新に向けた検討を進め、調達単位や調達仕様の整理を実施し、2つの構築プロジェクトを立ち上げることとなった。

本業務では、各構築プロジェクト及び関連会議体において、中立的かつ俯瞰的な立場から各工程における指導・助言や進捗管理支援等々を実施し、各構築プロジェクトにおける納品物の品質確保及び業務成果の向上を図る。あわせて、本市では多くの業務システムを内製で開発運用を行ってきた経緯から、パッケージシステムの調達や工程管理に関するノウハウが不足しているため、本業務を通じて職員の知識向上を図るとともに、システム調達支援や工程管理支援の内製化を目指す。

### 2 契約の概要

#### (1) 委託業務名

内部事務システムの構築に係る工程管理支援等業務委託

#### (2) 委託業務の内容

別添「内部事務システムの構築に係る工程管理支援等業務委託 調達仕様書」のとおりとする。なお、本業務の調達仕様書の内容については、企画提案書を踏まえ変更する場合がある。

#### (3) 委託期間

委託期間の開始日から令和11年3月31日まで

### 3 提案限度額

154,370,000円（消費税込み）

### 4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、令和3年4月以降に官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たりの税込金額2,500万円以上の財務会計、文書管理、契約管理、人事給与、庶務事務のいずれかに関する内部事務システムの調達支援又は工程管理支援業務の履行実

績を有する者であること。

(8) 次のいずれかの資格を有する者を業務担当責任者として配置できること。

- ・ 情報処理推進機構が実施するプロジェクトマネージャ試験の合格者
- ・ Project Management Institute が実施するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル (PMP) の資格を有する者

(9) 財務会計、文書管理、契約管理、人事給与、庶務事務のいずれかに関する内部事務システムの構築、調達支援又は工程管理支援業務の経験を有する者を業務担当責任者として配置できること。

(10) 本契約の支援範囲となる内部事務システムの構築業務において、プロポーザルに参加する予定がないこと。

## 5 選考日程

### (1) 全体スケジュール

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 6月 1日 (月)    | 業者選定審査会による方式の決定          |
| 6月 2日 (火)    | 事業実施の公告及び公表並びに公募の開始      |
| 6月 2日 (火)    | 業務説明資料等の交付開始             |
| 6月17日 (水)    | 参加表明書の受付期限・質問の受付期限       |
| 6月18日 (木)    | 参加資格確認通知書の送付             |
| 6月26日 (金)    | 質問の回答期限                  |
| 7月10日 (金)    | 提案書等の提出期限                |
| 7月24日 (金)    | ヒアリング実施及び選考委員会開催         |
| 7月28日 (火)    | 選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始 |
| 8月24日 (月) 予定 | 業者選定審査会による業者の決定          |
| 9月 2日 (水) 予定 | 見積徴取                     |
| 9月10日 (木) 予定 | 契約締結                     |

### (2) ヒアリング

- ア 日時 令和8年7月24日(金) 午前9時～午後6時までのうち指定する30分間  
(詳細な時間は後日連絡する。)
- イ 場所 豊田市役所 東大会議室2 (東庁舎7階)
- ウ 備考
- ・ 提出された企画書等に基づき1社30分(説明15分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。(説明・質疑応答時間については、変更する場合がある。)
  - ・ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
  - ・ プレゼンテーションは、会議室に設置している外部モニターに画面投影し、実施すること。
  - ・ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

## 6 選考委員

|     |            |       |
|-----|------------|-------|
| 委員長 | 総務部 CDO    | 太田 雅人 |
| 委員  | 豊田市 CDO補佐官 | 小出 篤  |
|     | 行政改革推進課 課長 | 鈴木 貴之 |
|     | 情報システム課 課長 | 柴田 拓馬 |
|     | 情報戦略課 課長   | 堂山 誠也 |

## 7 提案書等の提出書類

A4サイズ6枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本7部。加えて、ウイルス対策等を行った上で、電子データも提出すること。電子データについては、メール等インターネット環境からの提出も可とする。）副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務経歴

財務会計、文書管理、契約管理、人事給与、庶務事務のいずれかに関する内部事務システムの調達又は構築又は工程管理支援業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）  
(A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上)

(2) 業務担当体制

予定体制図、業務担当責任者及び業務担当者の資格、経歴、内部事務システム調達、構築又は工程管理支援業務等の業務実績、現在の手持ち業務（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）

(3) 業務実施方針

実施方針、重点項目を記載すること（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）

(4) 本業務への提案や意見

企画提案書作成要領をもとに、以下の項目ごとに具体的な手順や手段方法を提案すること。（A4用紙2枚、両面可、10.5pt以上）

【提案を求める項目】（別添「企画提案書作成要領」参照）

- ① 進捗管理、品質管理、課題・リスク管理支援の手順及び手段方法
- ② 各工程（要件定義、設計、開発、環境構築、移行、テスト、教育）における知見
- ③ システム調達支援の内製化を目指す本市への支援の手順及び手段方法
- ④ 業務運用の最適化を図るための手順及び手段方法

(5) 工程計画（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

## 8 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】

(ア) 企業の業務実績（20点）

(イ) 業務担当者等の業務実績・能力（70点）

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

(ア) 業務実施方針（32点）

(イ) 本業務についての提案・意見（40点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

※評価点（500点）

= ア（業務経歴（90点））+イ（業務実施計画（72点）×5人）+ウ（価格（50点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{ 満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち、(1) イ (イ) の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

- (4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点(300点)に達しない者は最優秀提案者として選定しない。
- (5) 別紙「評価基準」の本業務についての意見・提案における次のいずれかの項目が0点である者は最優秀提案者として選定しない。
  - ・① 進捗管理、品質管理、課題・リスク管理支援の手順及び手段方法
  - ・② 各工程(要件定義、設計、開発、環境構築、移行、テスト、教育)における知見

## 9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
  - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果(得点)及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (8) 本契約の支援範囲となる内部事務システムの構築業務の契約状況により、業務開始日は変動する可能性がある。

## 資本関係又は人的関係について

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| (1) 資本関係                        | <p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>  |
| (2) 人的関係                        | <p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> |
| (3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合 | <p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>   |